

# 令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

No	12	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 <b>事業税</b> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	電気供給業における発電側課金を控除する収入割の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）          発電側課金は、系統を効率的に利用するとともに、再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という）の導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うため、小売事業者が全て負担していた送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、需要家とともに系統利用者である発電事業者の一部の負担を求め、より公平な費用負担とするもので、令和6年度（2024年度）から導入している。</p> <p>・特例措置の内容          発電事業者が一般送配電事業者に支払う発電側課金分に相当する額を、発電事業者の課税標準たる収入金額から控除する。          ※発電事業者が非収入金課税事業者である場合は、発電側課金分を特定して当該相当分を小売電気事業者から控除する。</p>		
関係条文	地方税法 法附則第9条第8項、地方税法施行令附則第6条の2第2項		
減収見込額	[初年度] — (▲10,777)	[平年度] — (▲10,777)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的          我が国は、人口減少や省エネルギーの進展等により電力需要が伸び悩む一方で、再エネの導入拡大等による系統連系ニーズの拡大や、経済成長に応じて整備されてきた送配電設備の高経年化に伴う修繕・取替等の対応の増大など、送配電関連費用を押し上げる方向での変化が生じている（※）。          こうした環境変化に対応しつつ、託送料金を最大限抑制するためには、一般送配電事業者による経営効率化等の取組を進めることに加え、これまで整備されてきた送配電網の効率的な利用を促すことが重要であることから、発電側課金の導入が決定されたもの。          この発電側課金の導入効果を促進させること、他の事業との課税の公平性を図ることを目的とし、本措置の延長を要望する。</p> <p>(※) 第7次エネルギー基本計画（令和7年2月18日）においては、「2024年度以降は、節電・省エネルギーなどの影響は継続しつつも、経済成長及びデータセンター・半導体工場の新増設に伴う需要増加により、電力需要が増加に転じ、2034年度にかけて電力需要が増加する」とされている一方、送配電設備については「整備を着実に推進しつつ需要家の公平性を確保するため、一般送配電事業者が行う先行的・計画的な系統整備に係る費用が確実に回収される仕組みや、GXに資する取組等を実施する事業者において、整備費用が大規模になった場合における費用負担の在り方を検討する。」とされており、発電側課金の政策上の重要性は変わらない。</p> <p>(2) 施策の必要性          発電側課金は、系統を効率的に利用するとともに、再エネの導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実に行うため、これまで、小売事業者が全て負担している送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、需要家とともに系統利用者である発電事業者の一部の負担を求めるものである。          この点、電気の供給を行う者たる発電事業者は、その電気の供給に際し、一般送配電事業者が保有する送配電網に接続した上で託送供給を行うことが必須となるため、電気の供給において、一般送配電事業者に対しその託送供給の対価たる発電側課金を支払うと共に、当該発電側課金分相当額を含めて、小売電気事業者から電気の供給に係る料金を収受することとなる。換言すれば託送料金相当額が、収受側と支出側のいずれの法人でも課税標準を構成する結果として二重課税が発生することとなる。          したがって、収入金額を課税標準とする電気供給業における課税方式が存置される場合に限り、電気の供</p>		

	<p>給において必ず生ずる支出たる発電側課金分相当額に係る二重課税を回避し、他の事業との課税の公平性を図るため、発電事業者の課税標準たる収入金額から、発電側課金分相当額を控除すること等が必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		政策の達成目標	一般の競争下にある企業と同様の税制とし、課税の公平性を確保することで、電気事業への参入促進及び市場における競争促進がなされること、系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うことを目指す。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和8年度～令和10年度 ※本要望は電気供給業に適用されている収入金課税に起因して生じるものであり、別途要望している「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」が措置されれば本要望は不要である。
		同上の期間中の達成目標	一般の競争下にある企業と同様の税制とし、課税の公平性を確保することで、電気事業への参入促進及び市場における競争促進がなされること、系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うことを目指す。
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	適用見込み件数：1,000件超（令和7年8月1日時点における発電事業者の届出数から推計） 適用事業者：他業種からの新規参入者を含むすべての発電事業者等
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置により、発電事業者等が一般送配電事業者等に支払う発電側課金分を控除することで、収入金額を課税標準としない他の一般の事業と電気事業との課税の公平性を図り、電気事業への参入促進及び市場における競争促進に寄与することとなる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置（地方税・法人事業税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		電気事業と他の事業との間の課税の公平性を図ることに繋がるとともに、系統の効率的な利用や、系統増強の効率的かつ着実な進展に寄与することから妥当性を有する。	

これまでの 税負担 軽減 措置等 の適用 実績と 効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	システムを効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けたシステム増強を効率的かつ確実 に行うことを目指す。
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯	令和6年度 新設	